

## 平成28年度草津市障害者施策推進審議会 会議録（概要）

■日時：

平成28年10月7日（金）午前10時00分～12時00分

■場所：

草津市役所5階502会議室

■出席委員：

峰島会長、大谷委員、貞森委員、竹田委員、呉橋委員、岡委員  
園田委員、夏川委員、上田委員、市川委員、垣見委員、福井委員

■欠席委員：

窪田副会長、福谷委員、樋笠委員

■オブザーバー（滋賀県南部健康福祉事務所）：

佐藤主席参事

■事務局：

健康福祉部 太田部長、西副部長、障害福祉課 黒川課長、藤崎グループ長、  
中川専門員、発達支援センター 倉田専門員、学校教育課 前田専門員

■傍聴者：

なし

### 1 開会

---

【太田健康福祉部長】

皆様おはようございます。委員の皆様方には、日頃から本市の障害福祉施策の推進に格別の御理解と御協力をいただいておりますことに、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

また、本日はたいへん御多用の中、当審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

皆様も御承知をいただいておりますとおり、本年4月1日に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が施行されました。この法律では、

国や地方公共団体におきましては、その事務や事業が公共性があるというなかで、障害者差別の解消を率先して取り組む主体として、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が義務付けられたところがございます。

本市におきましては、この法律が施行されますことから、昨年度に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する草津市職員対応要領」を策定いたしまして、広く職員に周知をしているところがございますし、この5月には管理職を対象といたしまして研修を実施いたしました。障害者差別解消法の概要や基本的な事項をはじめといたしまして、障害のそれぞれの特性を理解したうえで対応ができるようなマニュアルを示しながら、周知、啓発を図っているところがございます。

また、この10月1日には、障害者差別解消法に関するワークショップを開催させていただきまして、障害のある方を交えて具体的な体験などもお聞きしながら、合理的配慮の好事例を提案いただいたところがございます。

今後も、障害のあるないに関わりませず、お互いに人格と個性を尊重したなかで共生できる社会の実現に向けまして、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

本日のこの審議会では、昨年度に御審議をいただきました「草津市障害者計画（後期計画）」に加えまして、平成26年度に策定をいたしました「第4期草津市障害福祉計画」につきましても、その進捗状況の評価や取り組みへの御助言をいただきたいと考えております。

本市の障害者施策の推進のため、委員の皆様それぞれのお立場から、忌憚のない御意見をいただきますようお願い申しあげまして、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

## 2 議事

---

草津市附属機関運営規則第4条第4項に基づき、峰島会長が議事進行を行う。

### 【会長】

全般的には、差別解消法が施行されたということ、総合支援法施行3年後見直しの方向性が示されたが施行まではまだ時間があるということ。こうした国の動向も踏まえて議論していただきたい。

それでは、次第に基づき、事務局の方から「2 草津市の障害者福祉の動向」について、説明をお願いします。

### 【事務局】

資料1に基づき説明

**【会長】**

全体的には今まである傾向で進行しているという数の報告であったと思う。

**【委員】**

障害者の数が増えてきているという報告だが、毎年の手帳交付者数が載っていないので、実際にどれくらいの人が新規で認定を受けているか、死亡や転出などにより手帳交付者数が減った状況は掴めているか、また、障害者の数が増えている理由は、障害者行政が一般に浸透してきたためか、それとも障害者認定の範囲が変わったためか、そのあたりを教えてほしい。

**【事務局】**

それぞれの手帳交付者数については、平成27年度末で、身体障害者手帳4,022人うち新規249人、療育手帳998人うち新規57人、精神障害者保健福祉手帳722人うち新規80人である。

死亡転出など資格喪失者の把握は、障害福祉課で手続きいただいた方について、県に喪失手続きを行い、対象者数の整理を行っている。

障害者手帳の認定基準については、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳については変わりはないと思うが、身体障害者手帳については医療技術の進歩に伴いペースメーカー埋め込みなどの心臓機能障害や人工関節などの肢体不自由などにおいて、認定基準が変更されている。

**【会長】**

障害者数が増えてきているという報告に対して、別の傾向があるのではないかという御指摘かと思う。この辺りもよく分析してほしい。

**【委員】**

若い人たちの手帳取得が進んでいるが、障害があっても地域の学校に行きたい人もいると思う。ところが、障害があれば特別支援学校に行くという流れができており、地域の学校で学ぶ機会が減ってきている。手帳取得が本人の人生を左右するようであってはならない。

**【委員】**

障害児数については、手帳を持っている人の数だけでは実数が見えなくなっているのではないかと。手帳を持っている人のほか、手帳を持っていない障害のある人、特別支援学校と特別支援学級の在籍者のうち手帳を持っている人と持っていない人などの状況はわかるか。

### 【事務局】

市で実施している療育教室（湖の子園）、いわゆる児童発達支援を利用している方の8割程度が手帳を所持していない。児童発達支援の支給要件を定める国の事務処理要領でも手帳の所持を要件としていないため、乳幼児健診の結果から療育を受ける必要がある方についてはサービスを利用いただいている。

### 【会長】

障害児のサービスを利用している人のなかでも手帳取得が要件になっていないことを考えると、手帳取得者の数が必ずしも障害児の数になっていないことがよく分かった。

次の実態調査時には、手帳だけでは掴めない実態を掴むということも検討課題にした。

### 【委員】

普通学校に行っていて、本人も親も気づいていない子どもが、学校卒業後に相談に行く場所が必要だと思う。

### 【委員】

特別支援学校高等部においては、三雲養護学校石部分教室に在籍している生徒は、3学年で70人くらいであり、草津市の方も10人程度いると思うので、確認いただきたい。

### 【委員】

手帳所持者の年齢別では、身体障害者手帳では、70代以降の人が圧倒的に多く、介護保険制度の対象の方が半分以上いる。療育手帳では、10代、20代の方が多い。精神障害者保健福祉手帳では、真ん中辺りが多い。これから10年、20年後を見据え、どのような福祉サービスでいくのかを考えた時に、療育手帳の方は益々増えていくのではないかと。また、特別支援学校や特別支援学級の在籍者数は、平成20年度と比べて倍になっている。このすべての在籍者がサービスを利用するわけではないと思うが、サービスが不足してくることが想定されるため、10年、20年後を見据えたサービス提供基盤の充実が必要だと思われる。

### 【会長】

それでは、次第に基づき、事務局の方から「3 『草津市障害者計画（後期計画）』および『第4期草津市障害福祉計画～数値目標計画～』の進捗状況の確認等」のうち（1）「草津市障害者計画（後期計画）」について、説明をお願いします。

**【事務局】**

資料 2、3-1～4に基づき説明

**【会長】**

障害者計画なので市の施策全般にわたっているが、市の担当課が評価した事業の進捗状況について議論していただきたい。新規、継続、廃止、◎、○、△の内訳はどうなっているか。

**【事務局】**

全事業 195 のうち、新規 3、継続 191、廃止 1 である。評価は、◎ 14、○ 173、△ 5 である。

**【委員】**

資料 3-3 のピアカウンセラーの養成講座はどのようなかたちで実施しているか。

**【事務局】**

障害者福祉センターで実施している事業で、指定管理者に運営していただいている。当初は仲間同士の支え合いとしてカウンセリングやピアサロンを設置して実施していく予定をしていたが、事業を行うなかでピアカウンセラーが不足していることがわかってきたため、まずは事業を実施するために必要なピアカウンセラーを養成していくことから始めることにした。そのため、事業としては△の評価をしている。

**【委員】**

市としてはどのようなピアカウンセラーの育成を想定しているか。

**【事務局】**

事業計画に記載している 3 障害と発達障害などを対象として、同じ疾病や障害のある当事者が日頃の悩みを気軽に話し合える場としてピアサロンを実施できるようなピアカウンセラーの養成を考えている。

**【委員】**

(障害者計画の) 事業数は今後も増えていくのか。成果があればやめるということもあり得るのか。

**【事務局】**

どの事業も成果があったのでやめるというより、障害者施策として主要な事業ではな

いたため障害者計画には掲載しないということはあるかもしれない。障害者計画に載せないからといって事業をやめるわけではない。必要な事業は継続して実施していくことになるため、今後も関連事業は増えてくるとみている。

**【委員】**

差別解消法が施行されたが、計画中に差別解消法についての記載はあるか。

**【事務局】**

資料3-4の22ページに掲載している。

**【会長】**

それでは、次第に基づき、事務局の方から「3 『草津市障害者計画（後期計画）』および『第4期草津市障害福祉計画～数値目標計画～』の進捗状況の確認等」のうち（2）「第4期草津市障害福祉計画～数値目標計画～」について、説明をお願いします。

**【事務局】**

資料4、5に基づき説明

**【委員】**

成果目標のうち一般就労への移行に関しては、既に目標達成したものもあるということではよろしいか。

**【事務局】**

はい。

**【委員】**

活動指標の各事業では全体的に利用者の数が増えている印象である。

また、グループホームの体験利用が増えているとのことだが、体験利用のうちどの程度が正式利用に結びついているか把握しているか。

**【事務局】**

把握しているが手持ち資料がないため後日報告させていただく。

**【委員】**

体験利用と正式利用の数的な把握をすることで、グループホームの整備の参考になる

と思われる。

**【委員】**

実際のところ、体験利用より、行き場がなく利用に至る正式利用になることが主流だと思う。草津市では正式利用を前提に最初の1か月程度を体験利用することで、サービスへの適合を図るという利用形態をとっている。今後は、行き場がなく利用に至る人の利用枠が十分に確保できたなかで、体験利用の枠も増えてくることが望まれる。

**【委員】**

一人暮らしを目指している肢体不自由や精神障害のある人についても、この体験利用は想定されているか。「自立＝グループホーム」という傾向に流れているのはどうかと思う。

**【委員】**

一人暮らしを目指している人については、地域定着支援や宿泊型自立訓練などの別のサービスの利用が想定されている。

**【委員】**

グループホームにもサテライト型という仕組みがあり、より一人暮らしを想定したサービスがあるが、市内には事業所がない。今後、このような事業所が増えてくることも必要かもしれない。

「自立＝グループホーム」ではない。家族と暮らす、一人で暮らす、グループホームで暮らす、選べる環境をつくっていくことが大切ではないか。

**【事務局】**

総合支援法の施行3年後の見直しのなかで、障害のある人のひとり暮らしを支援する新たなサービス、自立生活援助が創設される。サービス事業所の職員が巡回訪問を行うなかで、通院、公共料金の支払い、掃除洗濯などの家事が滞っていないかの確認などをするなかで、必要な支援を行うというものである。

**【委員】**

助けてくれる人は必要だが、(自立生活援助のような)指導する人はいないのでは。

**【委員】**

グループホームの不足に加えて、生活介護についても今後不足が予測されている。市域、圏域ともに不足が見込まれるが、施設はすぐには建たないためしばらくはマイナス

で対応しなければならないことが課題である。

**【委員】**

障害者計画については全体的には順調に進んでいるがもう少し◎を増やしてほしい。障害福祉計画では成果目標は達成しつつあるが、活動指標のグループホームや生活介護の充実に力を注ぐ必要がある。

### 3 その他

---

**【会長】**

その他として、委員の皆様や事務局から何かありますか。

**【事務局】**

今後の予定について、資料6に基づき説明

**【委員】**

アンケート調査については、回収率が高いと思われる高齢者以外の方が少数派になると思われるため、設計を考えてほしい。また、就学前の人も含めて手帳を所持していない人のニーズを拾えるように検討してほしい。

**【会長】**

本日はどうもありがとうございました。

### 4 閉会

---

**【西健康福祉副部長】**

どうも皆様、本日は長時間にわたりましてたいへんありがとうございました。多くの御意見をいただきました、多くの課題もみえてきたかと思えます。今後そういったことへの取り組みを十分に進めてまいりたいと考えております。どうぞ皆様方には今後とも御協力をいただきたく思います。

また、先程もありました次期計画の策定に向けたニーズ調査でありますとか、計画策定に向けて皆様からいろいろと御意見もいただけたらと思えます。どうぞ今後ともよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。